

## 〔西洋史部会〕

## 王権―地方領主関係とシチリア王国の港湾管理

(一一二六六―一一二八二)

―シャルル・ダンジュー治下のシチリア島とプーリアを比較して―

高橋 謙公

中世シチリア王国の港湾管理を明らかにすることは、二つの論点において重要である。一点目は、いわゆる「文明の十字路」と例えられるシチリアが、地中海航路上の重要な拠点であるために注目される政治・外交・商業史の論点である。すなわちこれは近年欧米の地中海史家らによって議論されている地中海交流史の論点である。

二点目は、王国内の地方統治に関する論点である。一二世紀以来、シチリア王国は一つの王国として地中海中部域に君臨してきた。王権とその地方統治に関する議論は、今日なお議論の尽きない重要なテーマである。本報告が扱った時期に関係する研究では、三つの観点が存在している。一つは、ノルマン―シユタウフェン朝期の中央集権的な行政の形成とアンジュー朝期にみる崩壊という、概説的かつ古典的な観点である。二つ目は、王国の多元性を強調し、そもそも統一的な統治形態、つまり強固な中央集権制を持たなかったとする観点である。加えて三つめは、前者二つの観点が、近代的な官僚的統治構造を前提とし、中央集権制の有無を問う議論に執着してい

ると批判し、王国独自の行政構造の解明を目指す観点である。

本報告は、冒頭で触れた第一の論点、地中海交流史における港の重要性を認識しながら、特に第二の論点に焦点を絞り、いかに港(地方)が王権(中央)によって管理監督されたのかを、シチリア王国の『文書局発給史料目録(I Registri della Cancelleria Angioina)』の分析から解明を試みたものである。地政学上重要な拠点であることに加えて王国の主要財源となる関税収入をもたらす港は、王権による地方統治の中心的な課題であった。すなわち王権による港湾行政を明確に示すことは、中央と地方との関係を示す好例となる。その点において、本研究は王国の統治を巡る議論に寄与することが期待される。

史料分析の結果、中世シチリア王国では、港湾に関わる主な役所は三つあり、それらは、二つに大別された。ひとつは王の命令によって各地に派遣され、各港の監督及び防衛、税収(関税 *Ius dohane*・輸出税 *Ius exiture*)管理を担う行政官 *Magister Portulanus* の役所 *Magister Portulanatus* である。ふたつめは王が、各港湾都市で伝統的に実権を持っていた地方領主(貴族)に委託する形で、王国の艦隊の整備を担いながら、同時に幾ばくかの司法権を有する役人 *Protonotarius* の役所 *Protonotarius* である。最後に、王の要請によって船舶の修理や軍備を行う役所 *Officium Tarsianatum navigi et vassellorum* である。この港湾部に携わる役所は、異なる職務という観点のほかに、より根本的な相違点に基づいて、二つに分けられ

る。それは王の命によって派遣された「国王役人」による港湾管理と在地の人間として委託された「地方領主」による港湾管理である。本報告では時間の都合上、後者を中心的に取り上げた。

ここでは各地で実権を握り、港湾部において活躍した三人の地方領主、シチリア島メッシーナのマテウス・デ・リーゾ、シラクサとレンティーニのヨハネス・デ・レンティーノ、半島部テッラ・デイ・バーリのフィリップス・デ・サンタクローチェの三人を取り上げた。王権と彼らの関係に迫る上で、特に島部と半島部（とりわけプーリア地方）における比較分析を試みた。その際、ローマ教皇庁との関係も視野に入れながら、検討した。

検討の結果、三つの小括から一つの結論を導いた。教皇庁の影響という観点からは、半島部では教会の影響を強く受け、Protonotariusの任命にあたり、教皇が関与していた一方、島部では教皇庁の影響は見られない。また「国王役人」と「地方領主」との関係において、半島部では徴税権利の係争を地方領主と国王役人との間で繰り広げ、役人とは一線を引いた関係を保った一方で、島部では、漸次的にはあるが、次第に「国王役人化」し、地方領主が港湾行政官を務めるに至った。三つめの観点である王と「地方領主」との関係について、プーリアでは、教会の影響力の強さから、地方領主は王権と教皇という二重の後ろ盾を有していた。一方でシチリア島では、王の自由に権利の拡張や各地への派遣を可能とし、それが「国王役人化」を促進させていたのである。

以上のことから、王権は島部と半島部の港湾行政に関して、異なる人的関係の構築が必要であったことが分かる。従来一二世紀のシチリア統治について半島と島とは大きく異なる行政が行われたという高山やH. ブレスクの多元性を強調した見解、すなわち冒頭で述べた三つの観点のうち、二つ目の観点が、一三世紀後半においても確認される結果となった。

しかし史学会での議論及び指摘の通り、本報告ではケース・スタディの域を出ないことが今後の課題となった。そのために、これらの事例をより詳細に検討し、かつ他の地方領主も視野に入れることで、王国の港湾行政を通して、王国統治を具体化することができるだろう。

### 南ティロールにおけるパトリオティズム

星野 友里

一九一九年九月十日、第一次世界大戦の戦後処理の一環として、戦勝国とオーストリアとの間で締結されたサン＝ジェルマン条約により、アルプス以南のティロール地方 (Cisalpine Tyrol) はイタリアへ編入されることとなり、ここに「南ティロール (Südtirol)」が誕生した。本報告は、第一次世界大戦後の領土再編によって生じた